

月例研究会（2020年10月28日）

NPO と労働法

——新たな市民社会構築に向けたNPO
と労働法の課題

渋谷 典子

本報告は、三部構成で行った。

第一部では、報告者がなぜ、NPOと労働法をテーマに研究をスタートしたかを示した。1993年（36歳）に女性グループの活動へ参加。活動専業主婦を経て2003年、名古屋市男女平等参画推進センターの管理運営を受託したNPO法人役員としてボランティア・有償ボランティア・労働の問題に向き合う。2005年、この問題の解を求め名古屋大学大学院へ入学。同年、NPO法人参画プラネット代表理事となり、センターの指定管理者およびセンター長としてNPOと自治体との協働における公務との均等待遇の課題と出会い、実践研究の道へ進む。

第二部では、上記の実践を基にした博士論文をまとめた書籍『NPOと労働法』（晃洋書房、2019年）の紹介へ進む。第1章では①ボランティアを起源とする課題、②政府および自治体との協働における課題、③市民性と事業性のバランスについての課題という3つの課題を提示し、法制度もふまえ検討した。第2章では協働における公務との均等待遇とNPOについて評価の視点もふまえ検討を進め、実践事例としてNPO法人参画プラネットを取り上げた。第3章では指定管理者制度とNPOの関係を明確化し、第4章ではNPO法人が指定管理者となっている比率が高い男女共同参画センターに着目した。第5章では公共サービスにおける法制度のあり方として、協働条項を含めた公契約条例の提案を試みた。そして、第6章では有償ボラ

ンティアとNPOについて検討し「社会的時間」（「生活時間」の運動へ展開する）の重要性を訴えた。

第三部では、書籍刊行後の動きを示した。まず、非常勤講師を担当している愛知大学地域政策学部「NPO論」で本書をテキストとして活用している事例である。本講義では評価対象となるレポートのテーマを3つ（①ボランティアを起源とする課題、②政府および自治体との協働に関する課題、③指定管理者制度の課題）提示し選択する方式をとっている。学生たちが関心をもつ分野は①が多く、次いで③、②へと続いている。ジェンダー視点の分析や非正規公務員問題を捉えたレポートもあり、わたし自身が学生から励まされている。次に、出版予定の書籍『エッセンシャルワークに学ぶ自治体政策』（山谷清志・藤井誠一郎編著）である。コロナ禍の下、自治体政策を再度、真摯に検討し提言するための書籍である。そして最後に、参画プラネットのメンバーが指定管理者事業で培った「公」の経験を活かし、ジェンダーおよび「公」の視点から政策への影響を与えるための実践と研究を継続していることを伝えた。

報告終了後、参加者の方々から実りあるコメントをいただいた。①歴史的に「市民運動」そして「市民活動」への変遷をどのように捉えるか、②「労働時間」と「生活時間」のあり方、③ジェンダー視点での分析の必要性、④ボランティアで行っているNPO活動は職業となるのか、⑤コロナ禍で活躍しているNPOがあるが人材育成の見込みはあるのか、⑥公共サービスの劣化と指定管理者制度の関係等、実践研究の「これから」へ示唆に富む内容である。「NPO活動者」として社会課題と向き合い、実践と研究をつなぐ……決意を新たにできる機会となった。（しぶや・のりこ NPO法人参画プラネット代表理事）